

2025 年 6 月

カラダ家計スマートほけんご加入者様

団体総合生活補償保険 「2025 年 10 月改定」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、引受保険会社の団体総合生活補償保険をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび引受保険会社では、保険始期日が 2025 年 10 月 1 日以降のご契約より団体総合生活補償保険の改定を実施いたします。

つきましては、主な改定内容をご案内させていただきますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款改定

主な約款の改定は次のとおりです。

No.	改定項目	概要					
1	危険ドラッグの明確化	危険ドラッグに対する法律上の規制強化が行われたことを受け、「指定薬物(危険ドラッグ)」の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車・原動機付自転車を運転している間に被ったケガ等を保険金をお支払いできない場合に追加します。 ＜対象約款・特約＞ 傷害補償(MS&AD 型)特約、疾病補償特約、女性形成治療保険金補償特約、先進医療費用保険金補償特約、携行品損害補償特約					
2	入浴中の溺水、誤嚥 ^{えん} によって発生した肺炎を保険金をお支払いできない場合に追加	ケガに関する補償する特約の保険金をお支払いできない場合に、病気が先行したことによる事故か、ケガによる事故か判別しにくい「入浴中の溺水 ^(注1) 」および「誤嚥 ^(注2) 」によって発生した肺炎」を追加します。 (注1) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。 (注2) 誤嚥 ^{えん} とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。 ＜対象約款・特約＞ 傷害補償(MS&AD 型)特約					
3	疾病補償特約の手術の定義の見直し	①「抜釘術」は医科診療報酬点数表の手術料の算定対象のため、病的骨折による抜釘術を新たに補償対象とします。 ②花粉症の治療として行われる「鼻粘膜焼灼術(花粉症手術、下甲介粘膜)」を補償対象外とします。 ＜対象約款・特約＞ 疾病補償特約					
4	医学上因果関係がある病気の取扱い変更	被保険者が病気を発病した時が、保険期間の開始時より前である場合は、保険金をお支払いできない規定があります。本規定等において、その病気と医学上因果関係のある病気についても、「同一の病気」として取り扱います。 ＜対象約款・特約＞ 疾病補償特約、女性形成治療保険金補償特約、先進医療費用保険金補償特約					
5	病気を補償する特約の保険金をお支払いできない場合の改定	病気を補償する特約において、現行は下表の「特定の事由」によって発病した病気は保険金をお支払いできませんが、引受保険会社の規定により、個別に判断する取扱いに改定します。 <table><tr><th>特定の事由</th></tr><tr><td>① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</td></tr><tr><td>② 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</td></tr><tr><td>③ 上記①もしくは②の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故</td></tr><tr><td>④ 上記②以外の放射線照射または放射能汚染</td></tr></table> ※先進医療費用保険金補償特約でケガ・病気を補償する特約においては、病気に関してのみこの取扱いを追加します。 ＜対象約款・特約＞ 疾病補償特約、女性形成治療保険金補償特約、先進医療費用保険金補償特約	特定の事由	① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動	② 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故	③ 上記①もしくは②の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故	④ 上記②以外の放射線照射または放射能汚染
特定の事由							
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動							
② 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故							
③ 上記①もしくは②の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故							
④ 上記②以外の放射線照射または放射能汚染							

No.	改定項目	概要					
6	先進医療費用保険金補償特約の改定	先進医療費用保険金補償特約について、被保険者が下表の危険な職業に従事している間のケガを補償対象外とします。					
		<table><tr><th>危険な職業</th></tr><tr><td>オートテスター^(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者^(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手^(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</td></tr><tr><td>(注1) オートテスターとは、テストライダーをいいます。</td></tr><tr><td>(注2) 猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。</td></tr><tr><td>(注3) ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。</td></tr></table>	危険な職業	オートテスター ^(注1) 、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者 ^(注2) 、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 ^(注3) 、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業	(注1) オートテスターとは、テストライダーをいいます。	(注2) 猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。	(注3) ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。
		危険な職業					
オートテスター ^(注1) 、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者 ^(注2) 、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 ^(注3) 、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業							
(注1) オートテスターとは、テストライダーをいいます。							
(注2) 猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。							
(注3) ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。							
<対象約款・特約> 先進医療費用保険金補償特約							
7	携行品損害補償特約の保険の対象外となる物の改定	①携行品損害補償特約の「保険の対象外」となる物に、「漁具」 ^(注) を追加します。 ②「保険の対象外」となる物を表形式に変更し、明確化を実施します。 (注) 漁具とは、釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された物をいいます。 <対象約款・特約> 携行品損害補償特約					
8	携行品損害補償の保険金をお支払いできない場合の追加	携行品損害補償特約における保険金をお支払いできない場合に以下の事由を追加します。 <table><tr><th>追加となる保険金をお支払いできない場合</th></tr><tr><td>被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害</td></tr><tr><td>使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害（火災または破裂・爆発によって発生した損害を除く）</td></tr></table> <対象約款・特約> 携行品損害補償特約	追加となる保険金をお支払いできない場合	被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害	使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害（火災または破裂・爆発によって発生した損害を除く）		
追加となる保険金をお支払いできない場合							
被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害							
使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害（火災または破裂・爆発によって発生した損害を除く）							
9	契約年令誤りの無効規定を取消規定に変更	病気を補償する特約では、契約時に年令誤りがあり、正しい年令が引受対象年令の範囲外の場合は「無効」となる旨を規定しています。民法（債権法）改正に伴い、本規定を「取消し」に変更します。 <対象約款・特約> 疾病補償特約、女性形成治療保険金補償特約、八大疾病一時金補償特約、先進医療費用保険金補償特約					
10	その他	普通保険約款、特約の明確化および法改正に伴う参照条文番号の変更等を行います。					

2. 保険料改定

直近の保険金支払状況等を踏まえて保険料改定を行います。

補償項目	主な改定内容		
傷害補償	普通傷害をセットした契約等において改定を行います。なお、セットされる特約や補償内容等により改定率は異なります。 <table border="1"> <tr> <td>改定率</td><td>普通傷害：平均+0.4%</td></tr> </table>	改定率	普通傷害：平均+0.4%
改定率	普通傷害：平均+0.4%		
疾病補償	改定はありません。		
費用の補償	携行品損害補償特約の保険料を改定します。		

3. 商品付帯サービスの見直し

(1)「CareWiz トルト for me」の提供

スマートフォン等でサービス利用者が撮影した動画や録音から、歩行機能および口腔機能をAIが分析する「CareWiz トルト for me」を新サービスとして提供します。動画を撮るだけで、簡単に日常生活での転倒リスクや免疫機能低下リスクを確認することができます。また、おすすめのトレーニングを提案し、これらのリスクの予防をサポートします。

※1 包括契約・商品付帯契約・準記名式契約は利用できません。

※2 ご利用方法はサービスガイド等をご確認ください。

※3 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

ご利用料金	利用者	分析対象者
無料 ※通信費はご利用者の負担となります。	団体総合生活補償保険に加入している方	被保険者・特約被保険者・介護対象者など、各特約の補償対象となる方

(2) 利用件数が極めて少ない商品付帯サービスの見直しを実施します。

①サービスの終了

終了時期	終了するサービス		商品付帯サービスの利用対象となる特約
始期日を問わず、 2025 年 9 月 30 日 をもって終了	医療カウンセリング サービス	面談専門医のご紹介	「疾病補償特約」、「がん補償特約」、「親介護一時金支払特約」、「親の介護による休業補償特約」のいずれか
		“がん”粒子線治療のご相談	
2025 年 10 月 1 日～ 2026 年 9 月 30 日の 始期日 ごとに終了 (注)	生活安心サポート	健康・医療のご相談のうち、 「お薬に関するご相談」	「傷害補償特約」
	健康安心サポート		「疾病補償特約」、「がん補償特約」、「親介護一時金支払特約」、「親の介護による休業補償特約」のいずれか

(注) 例えば、2025 年 12 月 1 日満期の場合、更改契約（2025 年 12 月 1 日始期）では利用することはできません。

②利用時間の変更

変更時期	変更するサービス		現行の利用時間	変更後の利用時間
始期日を問わず、 2025 年 10 月 1 日 から変更	健康安心サポート	メンタルご相談 (メンタルヘルスのご相談)	平日 <u>9</u> ～17 時 (注)	平日 <u>10</u> ～17 時 (注)

(注) 土日祝日、12/29～1/5 を除きます。

4. 改定実施時期

上記 4. 商品付帯サービスの一部を除き、2025 年 10 月 1 日以降始期契約より実施します。

以上

・このご案内は団体総合生活補償保険の改定の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。 ・契約取扱者が取扱代理店の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事会社）
au 損害保険株式会社（非幹事会社）

(ご相談・お申込先)

取扱代理店
アルティウスリンク株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号 新宿第一生命ビル 7 階-N3
電話番号 03-5326-6383（平日 9:00～17:30 受付）

(20250201) (2025 年 6 月承認) B25-100853